

令和 2 年 4 月 6 日

保護者 各位

岡山県立和気閑谷高等学校  
校長 藤岡 隆幸

### 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

本校では現時点では、4月8日（水）から学校を再開することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等については、この度の県内の感染状況等を踏まえ、下記のような取扱いとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、次のような場合は「学校保健安全法第19条による出席停止」となりますので、登校を控え、本校までご連絡ください。

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ④新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

2 新型コロナウイルス感染症に関し、下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱います。

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合（ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。）
- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とします。

3 その他、春休み中に海外や感染者多発地域へ行ったことなどで、感染の不安等がありましたら、本校までご連絡（Tel 0869-93-1188）ください。